

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 5 年度北秋田市一般会計補正予算（第 9 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和5年度北秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和5年12月22日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 10 号

令和 5 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度北秋田市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 7, 5 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 7 5 3, 0 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,506,294	127,589	3,633,883
	2 国庫補助金	1,955,294	127,589	2,082,883
歳入合計		25,625,486	127,589	25,753,075

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,924,223	127,589	7,051,812
	1 社 会 福 祉 費	4,445,295	127,589	4,572,884
歳 出 合 計		25,625,486	127,589	25,753,075

令和5年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,506,294	127,589	3,633,883
歳入合計	25,625,486	127,589	25,753,075

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民 生 費	6,924,223	127,589	7,051,812	127,589			
歳 出 合 計	25,625,486	127,589	25,753,075	127,589			

2 歳 入
15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	669,587	127,589	797,176	1. 総務管理費補助金	127,589	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 127,589
計	1,955,294	127,589	2,082,883			
歳入合計	25,625,486	127,589	25,753,075			

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	962,503	127,589	1,090,092	127,589				1. 報酬	301	会計年度任用職員報酬	301
								8. 旅費	8	費用弁償	8
								10. 需用費	271	消耗品費	183
										印刷製本費	88
								11. 役務費	475	通信運搬費	282
										手数料	193
								12. 委託料	501	低所得者世帯支援対応システム改修委託	501
13. 使用料及び賃借料	33	コピー使用料	33								
19. 扶助費	126,000	扶助費	126,000								
計	4,445,295	127,589	4,572,884	127,589							
歳出合計	25,625,486	127,589	25,753,075	127,589							

【3款 1項 1目】

1. 低所得者世帯支援事業

(1) 事業概要

住民税均等割のみ世帯への支援及び低所得の子育て世帯への加算として給付を行う。

I. 住民税均等割のみ世帯への給付【R5均等割のみ課税給付】

<対象者>

基準日に住民登録のある令和5年度住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯
（【R5非課税給付*】対象世帯を除く）の世帯主 1,100世帯（見込）

<給付額>

1世帯あたり 100,000円

*【R5非課税給付】 令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯へ 100,000円給付

II. 低所得の子育て世帯への加算【こども加算】

<対象者>

① Iの給付対象世帯の世帯主 60世帯 120児童（見込）

② 基準日に住民登録のある、【R5非課税給付】対象世帯の世帯主 150世帯 200児童（見込）

<加算対象となる児童の範囲>

原則として、上記対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）

<給付額>

1児童あたり 50,000円

※ただし、I及びIIの対象者とも住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

(2) 基準日：令和5年12月1日

(3) 事業費

住民税均等割のみ世帯への給付 1,100世帯 × @100,000円 = 110,000千円

低所得の子育て世帯への加算 320児童 × @50,000円 = 16,000千円

事務費 = 1,589千円

合計 127,589千円